

《支援金事務局》

電話：019-601-5981（受付時間 平日 9：00～17：00）

メール：info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

専用サイト：<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp>

問1 対象となる事業者に該当するかどうか確認したい。

本支援金の対象は、県内に事業所を有する中小企業のほか、中小企業と同規模の公益法人、協同組合や、従業員を1人以上雇用している個人事業主を対象としています。（詳細は下記【支給対象者】参照）

なお、支給対象者に該当するかどうかの個別の相談については、支援金事務局（019-601-5981）にお問い合わせください。

【支給対象者】

（1）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等^{※1}、協同組合等^{※1}及び普通法人^{※1}に該当し、次のアからクの全ての要件に該当するもの

ア 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること（県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く）。

イ 県内の事業所に常時使用する従業員^{※2}を1人以上雇用していること。

ウ 岩手県税に未納がないこと。

エ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。

オ 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

キ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 次の①から⑤のいずれかに該当するものは除く。

① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）

② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）

④ 岩手県が設立した法人

⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

「**製造業、建設業、運輸業その他業種**」、「**卸売業**」、「**サービス業**」、「**小売業**」のうち、どの業種に分類されるかについては、以下の方法により御判断ください。

- 1 総務省が所管する日本標準産業分類を御覧いただき、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのか御確認ください。

(総務省) [日本標準産業分類](#)

- 2 次に、以下の対応表からどの業種に該当するのか御確認ください。

(対応表) [日本標準産業分類第13回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱いについて](#)

(2) 岩手県内税務署へ開業届を提出している個人事業主

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、上記の「支給対象者」（1）イからクの全ての要件に該当するもの

問2 県や国の補助金等を受けているが、本支援金の支給対象となるか。

原則として、人件費を対象に含む運営費補助金などを県から交付されている事業者については、県からの支援が重複することとなるため、対象外となる可能性があります。

個別の申請相談については、支援金事務局（019-601-5981）にお問い合わせください。

問3 時間当たりの賃金額はどのように算定するのか。

厚生労働省が定める最低賃金額の計算方法（下記参照）を準用します。

なお、個別の申請相談については、支援金事務局（019-601-5981）にお問い合わせください。

厚生労働省が定める最低賃金額の計算方法

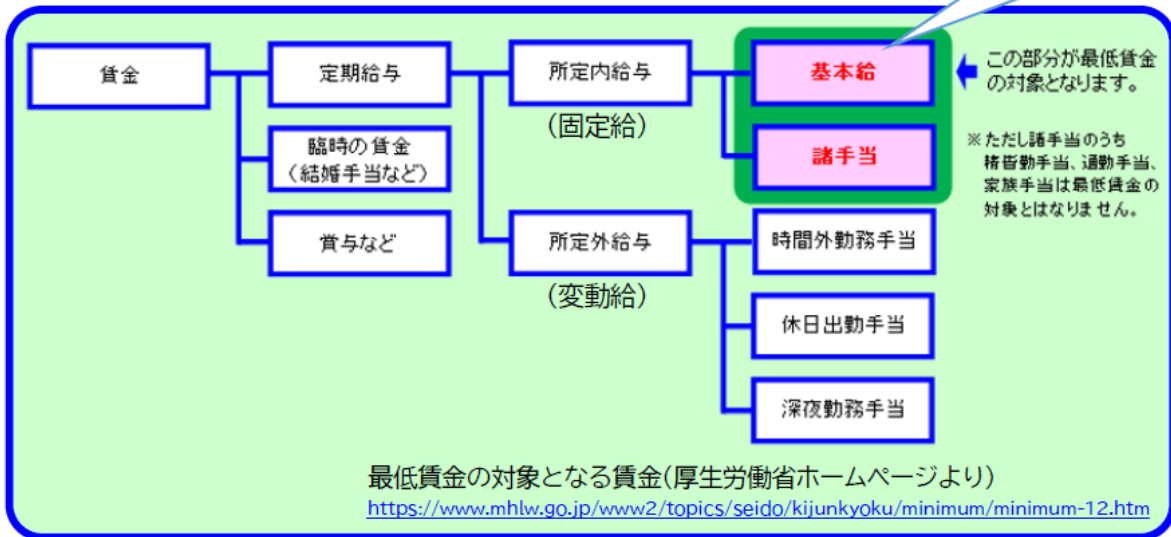
【最低賃金の対象となる賃金】

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

ピンク色の枠内(基本給及び諸手当)が金額算定の対象です。この金額を時間外勤務等を除く労働時間で除した金額が基準となります。



問4 すでに賃上げした事業者は対象になるのか。

既に賃上げを行っている事業者についても、令和5年4月以降に50円以上引き上げていれば、原則として支援の対象とすることとしています。

問5 対象となる賃上げの時期は。

令和5年4月1日から令和6年9月30日までの間が算定期間となる給与とします。

(例)

	R5 (2023)					R6 (2024)							可否	
	4	~	10	11	12	1	2	3	~	8	9	10		
R5.4分から賃上げ	●												→	○
R5.10分から賃上げ			●										→	○
R6.9分から賃上げ												●	→	○

(注) 給与算定期間に令和5年4月1日以降の日付を含む場合が対象となります。

給与算定期間	支給日	可否
令和5年3月1日から31日	4月10日	×
令和5年3月10日から4月9日	4月20日	○
令和5年4月1日から30日	5月10日	○

問6 いつまでに賃上げをしなければならないのか。

令和6年9月30日までが給与算定期間となる賃上げを対象とします。

(注) 給与算定期間に令和6年9月30日以前の日付を含む場合が対象となります。

給与算定期間	支給日	可否
令和6年8月1日から31日	9月10日	○
令和6年8月10日から9月9日	9月20日	○
令和6年9月1日から30日	10月10日	○
令和6年9月10日から10月9日	10月20日	○
令和6年10月1日から31日	11月10日	×

問7 賃上げは事業所全体で行わないといけないのか。

事業所全体で行うのが望ましいですが、当該支援金は支援金の対象となる者の状況で支給の可否を判断することとしています。

問8 令和5年4月以降に一度40円の賃上げをしたが、今回の話を受けて、さらに10円の臨時昇給をした場合に対象となるのか。

令和6年9月30日までの給与算定期間において追加で賃金を引き上げた分は対象とします。

ただし、賃上げの事実は前年同時期として支払われた賃金と比較して判断するため、一度50円未満の賃上げをした時期から1年以上の期間を空けて再度賃上げを行った場合は通算できません。

(例)

支払時期	R5 (2023)					R6 (2024)						
	4	5	～	11	12	1	2	3	4	5		
R5.4分から賃上げ 50円	●									→	○	
R5.4分とR6.2分 で賃上げ 40円	●					→	●	+10円		→	○	
R5.4分とR6.5分 で賃上げ 40円	●									→	● → +10円	× (1年以上の期間が空く場合は通算しない)

問9 いつの時期と比較して50円を引き上げたと判断するのか。

原則として、前年同時期に支払われた賃金と比較して判断します。

(例) 令和5年8月に賃上げした場合、令和4年8月の賃金と比較。